

2016年8月18日

2016年8月9日 フランス共和国公式機関紙（JORF）第0184号

書類 2 号

生物多様性、自然及び景観のレコンキスタに係る2016年8月8日第2016-1087号法律（1）

NOR: DEVL1400720L

ELI:<https://www.legifrance.gouv.fr/eli/loi/2016/8/8/DEV1400720L/jo/texte>

エイリアス: <https://www.legifrance.gouv.fr/eli/loi/2016/8/8/2016-1087/jo/texte>

国民議会及び上院が審議し、

国民議会が採択し、

2016年8月4日の第2016-737 DC号憲法院の決定により；

フランス共和国大統領が、以下の内容の法律を公布する：

—（中略）—

第 III 章：フランス生物多様性局

第 20 条

環境法典第 I 編第 III 章第 I 節の冒頭に、以下の通り改められた L 第 131-1 条を追加する：

<<L 第 131-1 条 – 本法によって定められる国の公共機関は、理事会の三分の二の構成員による要請に基づき、サービスとリソースの共有のために、一つ又は複数の国の公共機関と、その意向を確認したうえで、合併することができる。

<<機関間で共有されるサービス及びリソースは、政令（décret）により明示される。

<<合併の場合、機関はその法人格及び財政上の独立を保持する。>>

第 21 条

同法第 I 編第 III 章第 I 節第 2 款^{環境省註 1}は、以下のように記述される：

<<第 2 款

<<フランス生物多様性局

<<L 第 131-8 条 – <<フランス生物多様性局>>と称する行政的性質をもつ国の公共機関を設立する。

<<同局は陸上、水界及び海洋において、以下に貢献する：

<<1° 生物多様性の保全、管理及び復元；

<<2° 生物多様性に関連した知識、資源、利用及び生態系の公益的機能の発展；

<<3° 水の安定的かつ持続可能な管理；

<<4° バイオパイラシーの防止。

<<同局は、その管轄に属する分野において実施される国、並びに地方公共団体及びその連合の政策の策定、遂行及び評価について、科学的、技術的及び財政的支援を行う。同局は、同局の追及する目的の実現に資する公人及び私人の行動を、支援及び評価する。同局は、これらの人員の取組みのネットワーク化及び、生物多様性の経済分野の発展に貢献する。同局は、生物多様性の分野においてグリーン及びブルー成長に係る産業、特に環境工学及びバイオミメティクスを支援する。同局は気候変動の生物多様性への影響の評価及び、1992 年 5 月 9 日にニューヨークにおいて署名された国連気候変動枠組条約の解決アジェンダにおける、同分野でのフランスの行動のモニタリングを行う。

<<同局は国に対し、L 第 110-3 条に定義された生物多様性のための国家戦略の策定を支援し、かかる戦略の遂行のモニタリングを行い、同局の活動はこの戦略及び L 第 211-1 条に

環境省註 1 Section を「款」と訳した。

定義された目的に組み込まれる。同局は、生物多様性と水に影響をもたらす国のその他の政策の一貫性を推進する。

＜＜同局の介入は、本土、憲法第 73 条に規定された公共団体、サン・マルタン公共団体及びサン・ピエール・エ・ミクロン公共団体、並びにフランス領南方・南極地域の陸上、水界及び海洋を対象とし、国の主権又は管轄権のもとにある地域の水界並びに共有海域又は大陸棚の領域も含む。

＜＜同局はまた、サン・バルテルミー、ワリス・エ・フトゥナ諸島、仏領ポリネシア、ニューカレドニア及びその州においても、これら公共団体の要請に基づいて、行動することができる。行動の選択、組織及び実施は、双方間の取決めにおいて定められる。

＜＜地方における国の代表者、県における国の代表者、及び海軍軍管区司令長官は、同局の行動と、行政及びその他の国の公共機関、特に地方公共団体の指揮する行動との一貫性及び補完性に留意する。

＜＜フランス生物多様性局及び地方公共団体は、共同利益の為に協力して活動する。地方及びフランス生物多様性局は共同で、とりわけ県の参加も可能な生物多様性地方局と呼ばれる地方代表委員会を設立し、特に影響を受けやすい自然地域の管理にあたって協力する。これらの代表委員会は、環境の取締り任務を除き、局の全て又は一部の任務を執行する。これらの代表委員会は、地方公共団体一般法典のL第1431-1条に言及された公共機関とともに、環境協力を行う公共機関と成りうる。海外県及び海外公共団体において、これらの代表委員会は、本条において言及された複数の公共団体による要請によって構成されることができ、これら公共団体の領土の全て又は一部において権限を執行する。

＜＜L 第 131-9 条 – その権限の範囲において、同局は以下の任務を遂行する：

＜＜1° 科学分野及び、知識を創出する機関に既存するデータベースに関連する知識の開発：

＜＜a) データ収集の整備、充実化及びデータ収集への参加、生物多様性、水、水生環境、それらの利用及び公共上下水道サービスに係る情報システムの運営又は技術調整；

＜＜b) 調査及び予測プログラムの指揮及び支援、保全又は復元に係る知識及び行動のニーズの特定への貢献；

＜＜c) フランス生物多様性研究財団と提携した研究プログラムの指揮又は支援；

＜＜2° 技術及び行政支援：

＜＜a）技術的支援と専門的知見の提供、技術及び最良の実例の活性化及び相互化、国立植物保護研究所の技術的調整；

＜＜b）水、生物多様性及び自然保護区の管理を担当するその他公的機関への、とりわけ共通のサービスの設立などを通じた技術的及び事務的協力；この設立は、当事者である公的機関理事会の、三分の二の過半数の決定の下による要求がある場合のみ実施される；

＜＜c）公共政策の実施における、国、地方公共団体並びに水、生物多様性及び自然保護区の管理を担当する公共機関への技術支援及び専門的知見の提供；

＜＜d）国、地方公共団体並びに水、生物多様性及び自然保護区の管理を担当する公共機関に対する、侵入生物の持ち込み及び拡大に対する防止計画の実施のための技術支援及び専門的知見の提供；

＜＜e）社会経済的な行為者に対する、生物多様性に資する行動に係る技術支援及び専門的知見の提供；

＜＜f）フランス開発庁及びフランス世界環境基金との連携における、欧州の規定及び指針並びに国際協定の実施のモニタリングへの支援、国際協定の定める報告への貢献、並びに協力行動及び欧州又は国際的な決定機関への参加及び支援；

＜＜g）国境を越えた環境保護の継続性の保存、及びフランスと隣接諸国との間で定められた地域的な協力行動への支援；

＜＜3° 財政支援：

＜＜a）生物多様性及び水資源の持続的かつ安定した管理に資するプロジェクトへの財政支援の提供；

＜＜b）特にコルシカ水域及び海外県並びに海外公共団体及びニューカレドニアにおける、集水域間の財政的連帯の保証；

＜＜4° 教育及び広報：

＜＜a）特に国の教育、高等教育及び農業教育及び研究の枠組みにおける、教育に係る行動への参加及び支援；

＜＜b）生物多様性及び環境保護サービスに係る職業の構造化；

＜＜c）広報、情報提供及び公衆の啓蒙；

＜＜d) 市民動員及び奉仕活動の発展支援；

＜＜5° 保護地区の管理及び管理支援；

＜＜6° 所轄の公共機関との提携のもと、共通の作業単位における、水及び環境に係る行政警察及び司法警察の任務遂行への貢献。

＜＜フランス生物多様性局に配置された、水及び環境の取締りを任務とする職員は、県における国の代表者及び海洋における国の代表者に対し、第 I 編第 VII 章第 I 節に定められた条件のもとで、行政警察に係る取締りの実施に協力する。同職員らは、その所轄の分野において、共和国の検事の権限のもと、L 第 172-1 条及び L 第 172-2 条に定められた条件のもとで、司法警察の任務を遂行する；

＜＜7° 遺伝資源の取得の機会及びその利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分に係る措置の支援及びモニタリング；

＜＜8° 生物多様性侵害への補償措置のモニタリング；

＜＜L 第 131-10 条 – フランス生物多様性局は、以下を含む理事会によって運営される：

＜＜1° その構成員の半数以上を代表し、国の代表者、同局の管轄分野にて業務に従事する国の公共機関の代表者、及び有資格者によって構成される第一会；

＜＜2° 関連経済セクターの代表者、認定を受けた環境保護又は環境教育団体、海外自然保護区の管理者を含む自然保護区の管理者の第二会；

＜＜3° 海外代表者を含む地方公共団体及びその連合の代表者の第三会；

＜＜4° 海外地域代表者を最低一名含む、下院議員二名及び上院議員二名を含む国会議員の第四会；

＜＜5° 局の職員から選出された代表者から成る第五会。

＜＜理事会は、海外の五つの生態系集水域それぞれの代表者を含むように構成される。

＜＜理事会は、男性の数と女性の数之差が 1 を超えないように構成しなくてはならない。ある機関に対し、理事会のメンバーを 1 名以上任命することが要求された場合は、同機関は、任命された男性の数と任命された女性の数之差が、1 を超えないように任命を行う。有資格者の任命の際も、同じルールが適用される。

＜＜閣議を経た政令に基づき、理事会の議長は、理事会の提案のもと、その構成員の中から任命される。

＜＜L 第 131-11 条 – フランス生物多様性局には、理事会に対して科学評議会が附置される。

＜＜この科学評議会は海外生物多様性の専門家の数が大きな割合を占める。

＜＜L 第 131-12 条 – 同局の理事会には、海洋及び沿岸環境に関連する各利害関係者の代表から成るオリエンテーション委員会が設置され、理事会がその構成と機能を決定する。オリエンテーション委員会には、理事会の代理として、海洋及び沿岸環境に係る権限を委ねることができる。オリエンテーション委員会は、その定めるところの条件に基づき、理事会の反対があった場合を除き、その権限の行使の一部を、L 第 334-4 条に規定された海洋自然公園管理委員会に割当てることができる。

＜＜同局の理事会には、淡水環境に関連する各利害関係者の代表から成るオリエンテーション委員会が設置され、理事会がその構成と機能を決定する。オリエンテーション委員会には、理事会の代理として、淡水環境に係る権限を委ねることができる。

＜＜同局の理事会には、海外生物多様性並びに全海外県及び海外公共団体並びにフランス領南方・南極地域の行政に関連する各利害関係者の代表から成るオリエンテーション委員会が設置され、理事会がその構成と機能を決定する。オリエンテーション委員会には、理事会の代理として、海外生物多様性に係る権限を委ねることができる。

＜＜これらのオリエンテーション委員会は、男性の数と女性の数之差が 1 を超えないように構成しなくてはならない。ある機関に対し、委員会のメンバーを 1 名以上任命することが要求された場合は、同機関は、任命された男性の数と任命された女性の数之差が、1 を超えないように任命を行う。

＜＜理事会は、その権限の一部を、オリエンテーション委員会と、局の責任の下におかれたその他の保護種の管理委員会に委ねることができる。

＜＜L 第 131-13 条 – フランス生物多様性局は総局によって運営される。

＜＜L 第 131-14 条 – フランス生物多様性局の資源は以下から成る：

＜＜1° 国及び、必要な場合は、海洋保護区の管理者及び地方公共団体とその連合による補助金及び負担金；

＜＜2° L 第 213-9-2 条 V に定められた水庁の負担金；

<<3° 全ての公的又は民間による補助金；

<<4° 寄付及び遺贈；

<<5° 局がその業務内で行った販売及び業務による収益；

<<6° 提供されたサービスへの支払料金；

<<7° 契約及び協定による利益；

<<8° 動産及び不動産からの収入；

<<9° 割譲による利益；

<<10° 一般的に、法規則によって認められた全ての利益。>>

<<L 第 131-17 条 – 本款の適用条件は国務院（Conseil d'État）の政令により定められる。>>

第 22 条

L 第 331-8 条の後に、以下の第 L 第 331-8-1 条を挿入する：

<<L 第 331-8-1 条 – 全ての国立公園の公共機関は、L 第 131-1 条のもと、フランス生物多様性局に帰属する。>>

第 23 条

I. – 海洋保護区庁、フランス水・水生環境庁及び公共機関<<フランス国立公園>>の、任務、資産及び負債、並びに権利及び義務は、フランス生物多様性局が引き継ぐ。

この移転は、無償で行われ、租税一般法典の第 879 条に定められた負担金の支払い及び、いかなる租税又は納付金の徴収も発生しない。

II. – 生物多様性局は、公益団体<<自然地域に関する技術ワークショップ>>の解散が有効となる日をもって、同公益団体の任務、及びこれらの任務の遂行のために同公益団体が結んだあらゆる契約及び協定を引き継ぐ。

同公益団体の資産、権利及び義務は、正当な権利及び正当な所有物として、同公益団体の解散が有効となる日をもって、生物多様性局に移転される。この移転は、無償で行われ、租税一般法典の第 879 条に定められた負担金の支払い及び、いかなる租税又は納付金の徴収も発生しない。

第 24 条

[2016年8月4日の第2016-737 DC号憲法評議会の決定により、憲法に適合しないと申告された措置]

第 25 条

I. - 本法律の第 32 条 II に言及される本条の施行日において、職員が生物多様性局の人員に統合される機関に出向している公務員は、その出向期間が終了するまで、同局にてその役職を保持することができる。

II. - 労働法典 L 第 1224-3 条の例外として、同法典第 5 巻第 I 編第 III 章第 IV 節の適用のもと結ばれ、本法律の第 32 条 II に言及される本条の施行日に有効である特殊労働契約は、生物多様性局と、職員が同局の人員に統合される機関の職員の間で存続される。

III. - 職員が生物多様性局の人員に統合される機関において、国民役務法典 L 第 120-1 条とそれ以下の条項の適用のもと結ばれた市民役務契約を所持する者は、同契約の終了まで、同契約に従う。同法典 L 第 120-30 条の適用のもと発行された承認が認められたものとみなす。

第 26 条

環境法典 L 第 131-8 条、L 第 322-1 条、L 第 331-1 条及び L 第 421-1 条に言及され、それに基づき、継続した需要に相当する任務に就いている契約公務員は、政令に定められた共通規定条項に従う。

第 27 条

環境法典 L 第 131-10 条 5° に定められたフランス生物多様性局の理事会における職員代表の選挙は、本法典の公布日から最大 30 ヶ月以内に実施される。

理事会における職員の代表は、一時的に、本法典第 23 条に言及された、フランス生物多様性局によって引き継がれる機関において 2013 年及び 2014 年に行われた技術委員会選挙時に、各労使団体が獲得した票に比例して決定される。

第 28 条

本法典の公布日から 30 ヶ月以内に行われるフランス生物多様性局技術委員会の職員代表者選挙の結果公表まで：

1° 同局の技術委員会及び衛生・安全・労働条件委員会の職員の代表は、一時的に、第23条に言及された、フランス生物多様性局によって引き継がれる機関において2013年及び2014年に行われた技術委員会選挙時に、各労使団体が獲得した票に比例して決定される；

2° フランス生物多様性局に引き継がれる機関の技術委員会及び衛生・安全・労働条件委員会の任務は存続する。この期間、その構成員の任期は継続する；

3° 本法典の公布日に在職する職員代表の任期は継続する。

本条の適用形式は、国务院の政令によって定められる。

第 29 条

I. – 環境法典第 II 編第 I 章第 III 節第 3 款を以下のとおり修正する：

1° L 第 213-8-1 条第 1 段落^{環境省註 2}を以下のとおり修正する：

a) <<無駄のない>>という文言を<<持続可能な>>という文言に差し替える；

b) 以下の文を追加する：

<<L 第 110-3 条に言及された生物多様性に係り、特に国家戦略及び地方戦略の実施における陸上及び海上並びに海洋環境の生物多様性の知識、保護及び保全、並びに L 第 219-9 条に言及された海洋環境に係る行動計画における生物多様性の知識、保護及び保全に貢献することができる。>>；

2° L 第 213-9-2 を以下のとおり修正する：

a) I を以下のように修正する：

– 最初の段落の末尾について、<<水・水生環境資源の>>という文言を、<<水資源、水生環境、海洋環境、又は生物多様性の[…]かつ持続可能な>>に差し替える；

– 第 2 段落について、<<水>>という文言の後に、<<海洋環境又は生物多様性に>>という文言を挿入する；

b) V に、以下の文章を補足する：

^{環境省註 2} alinéa を「段落」と訳した。

＜＜公共機関に課される任務実現のための、生物多様性局と水庁との協力は、環境担当省の省令（arrêté）によって定められた協定例に従い結ばれた協定に基づく；

3° L第213-9-3条に、＜＜L第213-9-2条Vに言及されるフランス生物多様性局の介入を除き、＞＞という文言を補足する；

4° L第213-10条において、＜＜民間＞＞という文言の後に、＜＜水資源、海洋環境及び特に生物多様性侵害に係る支払料金＞＞を挿入する。

II. – [2016年8月4日の第2016-737 DC号憲法院の決定により、憲法に適合しないと申告された措置]

第 30 条

I. – 環境法典を以下のように修正する；

1° L 第 132-1 条第 1 段落において、＜＜フランス水・水生環境庁＞＞という文言を、＜＜フランス生物多様性局＞＞に差し替える；

2° L 第 172-1 条 I の第 1 段落において、＜＜フランス水・水生環境庁＞＞という文言を削除し、＜＜海洋保護区庁＞＞という文言を＜＜フランス生物多様性局＞＞に差し替える；

3° 第II編第I章第III節第 2 款の区分及び名称を削除する；

4° L 第 213-2 条、L 第 213-3 条、L 第 213-5 条及び L 第 213-6 条を廃止する；

5° L 第 213-4 の最初及び最後の段落を削除する；

6° L第213-4-1条はL第131-15条となり、以下のように修正する：

a) 第1文において＜＜office(局/庁)＞＞という文言を＜＜agence（局/庁）＞＞に差し替える；

b) 第2文は以下のように記述する：

＜＜このプログラムの戦略的及び財政的オリエンテーション、とりわけ年間見通しプログラムは、各利害関係者を含む戦略的オリエンテーション委員会の意向及びモニタリングの対象となる＞＞

7° L 第 213-4 条第 2 段落は L 第 131-16 条となり、＜＜フランス水・水生環境庁＞＞という文言を＜＜フランス生物多様性局＞＞に差し替える；

8° L 第 213-9-1 条第 2 段落の最後及び L 第 213-10-8 条 V の第 1 文において、<<フランス水・水生環境庁>>という文言を<<フランス生物多様性局>>に差し替える；

9° L 第 213-9-2 条 V の第 1 文の最後について、<<による>>の後に<<フランス生物多様性局>>と記載する；

10° L 第 331-29 条を廃止する；

11° 第 III 編第 III 章第 IV 節及び同節第 1 款を<<海洋保護区>>と題する；

12° L 第 334-1 条の I 及び II を廃止する；

13° L 第 334-2 条を廃止する；

14° L 第 334-4 条 I の最後において、<<L 第 334-1 条に定められた海洋保護区>>という文言を<<フランス生物多様性>>に差し替える；

15° L 第 334-5 条の第 2 段落及び最終段落の第 1 文、及び L 第 334-7 条の最終段落において、<<海洋保護区>>という文言を<<フランス生物多様性>>に差し替える；

16° L 第 414-10 条の最後から二番目の段落を削除する；

17° L 第 437-1 条を以下のとおり修正する：

a) 第 1 段落冒頭に、<<I. - >>という記載を追加する；

b) II において、<<フランス水・水生環境庁>>という文言を、<<フランス生物多様性局>>に差し替える；

第 31 条

地方公共団体一般法典の L 第 2224-5 条の最後から二番目の段落の第 2 文において、参照<<L 第 213-1>>を、参照<<L 第 131-9>>に差し替える。

第 32 条

I. - 環境法典 L 第 131-10 条での規定に準じかつ本法律の第 21 条の結果として生ずる、局の理事会設置が実行されるまで、さらに本法律の公布から最大 1 年以内に、フランス生物多様性局の機関を構成する 4 つの理事会の構成員によって構成される臨時理事会が、審議を通じ

て機関の職務を決定する。

II. - 本法律の第23条、第25条及び第30条は（ただし6° のbを除く）、第21条によって適用される国務院の政令によって定められた日付及び2017年12月31日以内に施行される。

第 33 条

憲法第 13 条第 5 段落の適用に関する、2010 年 7 月 23 日法律第 2010-838 号に附属する表を、以下のように修正する：

1° 5 行目の後に、以下の行を挿入する：

《

フランス生物多様性局の理事会議長	環境分野を管轄する委員会
------------------	--------------

》；

2° 第 1 列を以下のように修正する：

a) 2 行目、30 行目、31 行目、40 行目及び 45 行目において、<<社長 (Président-directeur général) >>という文言を<<社長職 (Présidence-direction générale) >>に差し替える；

b) 3 行目、4 行目、6 行目、9 から 15 行目、18 から 20 行目、22 から 28 行目、32 から 37 行目、44 行目、46 行目、47 行目及び最終行において、<<長 (Président) >>という文言を<<長の職 (Présidence) >>に差し替える；

c) 5 行目、7 行目、8 行目、17 行目、38 行目、38 行目及び 41 から 43 行目において、<<総局長 (Directeur général) >>という文言を<<総局 (Direction générale) >>に差し替える；

d) 16 行目において、<<総裁 (Gouverneur) >>という文言を<<総裁職 (Gouvernorat) >>に差し替える；

e) 21 行目において、<<専務取締役 (Administrateur général) >>という文言を<<専務取締役職 (Administration générale) >>に差し替える；

f) 29 行目において、<<監視官 (Contrôleur) >>という文言を<<監視 (Contrôle) >>に差し替える；

g) 最後から二番目の行において、<<総裁 (Président délégué) >>という文言を<<総裁職 (Présidence déléguée) >>に差し替える。

第 IV 章：水政策のガバナンス

第 34 条

I. -環境法典 L 第 213-8 条を以下のように修正する：

1° 1 について以下のように記述する：

＜＜1° 下院議員又は上院議員を最低一名含む、県議会及び地方議会の代表者及び水分野の権限のある村又は地方公共団体連合の代表者が大多数から成る第一会の40%。＞＞

2° 2 について以下のように記述する：

＜＜2° 水、水生環境、海洋環境及び生物多様性の利用者、社会職業団体、認定環境保護及び消費者保護団体、漁業並びに有資格者の代表機関の代表から成る第二会の40%。同会は、職業的な利用者以外の利用者、農業、植林、漁業、養殖業、河川運送業及び観光業セクターの職業的な利用者、並びに工業及び手工業セクターの職業的な利用者それぞれの代表を含む三つの小会から成る；＞＞

3° 第 5 段落を、以下の文章により補足する：

＜＜2°に言及される第二会の各小会は、それぞれの中で副議長を選出する。＞＞

II. -本法律の公布に従って、最初の水域委員会の構成員入れ替え後、同L第213-8条を以下のように修正する：

1° 2° は以下のように記載する：

＜＜2° 水、水生環境、海洋環境及び生物多様性の非経済的な利用者、認定環境保護及び消費者保護団体、並びに漁業及び有資格者の代表機関の代表から成る第二会の 20%；＞＞

2° 同 2° の後に、以下の 2°-2 を挿入する：

＜＜2°-2 水の経済的、水生環境、海洋環境及び生物多様性の利用者並びに職業的組織の代表から成る第三会の 20%；＞＞

3° 3° において、＜＜第三＞＞という文言を＜＜第四＞＞に差し替える；

4° 第 5 段落を以下のように修正する：

- a) 第1文において<<二>>という文言を<<三>>に差し替える；
- b) 第2文において<<2°に言及される第二会の小会>>という文言を<<2°及び2°-2に言及される第二会及び第三会>>に差し替える；

第35条

I. -同法典L第213-8-1条を以下のように修正する：

1° 3° は以下のように記述する：

<<3° L第213-8条2°に言及される者により指名される代表者、各小会はそれぞれの中で代表者を指名する；>>

2° 最後から二番目の段落は、以下の文により補完される：

<<本条3°に言及されたカテゴリーは、職業的な利用者以外の利用者の小会に属する代表者最低三名の指名によって構成される。>>

II. -本法律の公布に従って、最初の水域委員会の構成員入れ替え後、同L第213-8-1条を以下のように修正する：

1° 3° は以下のように記述する：

<<3° L第213-8条2°に言及される人によりそれぞれの中で指名される代表者；>>

2° 同3°の後に、以下の3°-2を挿入する：

<<3°-2 L第213-8条2°-2に言及される者によりそれぞれの中で指名される代表者；>>

3° 最後から二番目の段落は以下のように記述される：

<<本条2°及び4°に言及されたカテゴリーは、同数の議席を有する。本条3°及び3°-2に言及されたカテゴリーは、同数の議席を有し、それら議席の数及び前述のカテゴリーによって指名される有資格者に割り当てられる追加一議席の合計は、2°及び4°に言及された各カテゴリーの議席数に等しい。>>

第36条

環境法典第 II 編第 I 章第 III 節第 3 款第 1 目は、以下の L 第 213-8-3 条と L 第 213-8-4 条により補完される：

＜＜第 213-8-3 条 - 各理事会は補助委員会を設置し、補助委員会は水庁から割り当てられた財政的支援について決定権を有する。＞＞

＜＜同委員会は、理事会におかれた各会の代表によって構成される。その審議と決定は公開される。＞＞

＜＜L 第 213-8-4 条 - 利益相反を防ぐため、水庁の理事会の構成員の職務執行は倫理規定に従う。＞＞

＜＜水庁の理事会の構成員は、利益に係る公式声明を提出する。＞＞

第 V 章： 遺伝資源の取得の機会及び利益の公正かつ衡平な配分

第 37 条

環境法典第 IV 編第 I 章第 II 節を以下のように修正する：

1° 題は右の通りとする：＜＜自然遺産の使用に関する状況＞＞；

2° ＜＜許可又は届出の対象となる活動＞＞と題する第 1 款（L 第 412-1 条を含む）を冒頭に追加する；

3° ＜＜飼育種以外の動物の科学的目的による利用＞＞と題する第 2 款（L 第 412-2 条を含む）を挿入する；

4° 次の第 3 款を追加する：

＜＜第 3 款

＜＜遺伝資源及び関連する伝統的な知識の取得、及びその利用から生ずる利益の配分

＜＜L 第 412-3 条 - 本款は、L 第 110-1 条にて定義された国の共有財産の部分を成す遺伝資源について、その利用を目的とし、取得条件を定めるものである。また 1992 年 5 月 22 日にナイロビにて採択された生物多様性に関する条約に則り、その利用から、また場合により関連する伝統的な知識から生ずる利益の公正かつ衡平な配分を保証するためにこれを定める。＞＞

＜＜第 1 目 環境省註³

＜＜定義

＜＜L第412-4条 - 本款では、以下のように定義する：

＜＜1° 遺伝資源の利用：動物、植物、微生物又は遺伝の単位を有する他の生命物質の全体又は部分についての、遺伝的又は生化学的な構成に関する研究及び開発活動。特に資源の利用から生ずるバイオテクノロジーの実践並びに遺伝資源の活用、実用化及び商品化によるもの；

＜＜2° 遺伝資源に関連する伝統的な知識の利用：その研究及びその活用；

＜＜3° 利益の配分：遺伝資源及び関連する伝統的な知識の利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分とは、研究及び価値化の結果、並びに商業的又は非常業的な利用の結果としての利益を指し、これらの資源に統治権を行使するところの国又は資源に関連する伝統的な知識に関係する住民社会との配分である。利益の配分とは以下から成りうる：

＜＜a) 持続的利用を保証しつつ、生息域内又は域外における生物多様性の増加又は保全；

＜＜b) 事前の情報に基づく同意のもとにおける、関係する住民社会の伝統的な知識のデータベース作成（必要な場合）、及び生物多様性を尊重するその他の伝統的な慣行及び知識の保全により、遺伝資源に関連する伝統的な知識を保全すること；

＜＜c) 住民の為の雇用創出及び遺伝資源若しくは関連する伝統的な知識の持続的利用に関連する地域のサプライチェーンの発展、又は生物多様性の活用について、これらの資源の保全に貢献する地域と連携し、地域レベルで貢献すること；

＜＜d) 研究、教育、研修、公衆及び地域職業者の啓蒙、権限の移転又は技術の移転活動に関する協働、協力又は貢献；

＜＜e) 定められた領土におけるの生態系の公益的機能の維持、保全、管理、供給又は復元；

＜＜f) 財政的支援の投入；

＜＜ a から d で言及される活動は優先的に検討する；

環境省註³ Sous-section を「目」と訳した。

＜＜4° 住民社会：自然環境から伝統的に生存手段を得ており、その生活形態が生物多様性の保全及び持続的な利用に関連する、全ての住民社会；

＜＜5° 遺伝資源に関連する伝統的な知識：当該資源の遺伝的又は生化学的属性、その使用又はその特性に関連する知識、工夫、及び慣習で、従来の様式を保持し、4°にて言及される一つ又は複数の住民社会により継続されるもの。並びに住民社会による知識及び実践の進化；

＜＜6° 飼育種又は栽培種：人がその必要を満たすため進化の過程に影響を与えた全ての種；

＜＜7° 近縁野生種：飼育種との交配により繁殖する能力を備えたすべての動物種。並びに変種選択において栽培種との交配により利用される全ての植物種；

＜＜8° コレクション：集められた遺伝資源の試料、及び関連情報のまとまりであって、公的機関が所有するか民間の主体が所有するかを問わず、集積及び保存されたものをいう。

＜＜第 2 目

＜＜国の領土における遺伝資源及び関連する伝統的な知識の取得、及びその利用から生ずる利益の配分に関する規則

＜＜第 1 項^{環境省註4}

＜＜適用範囲

＜＜L 第 412-5 条 -

＜＜I. - 本款は以下の活動を対象とする：

＜＜1° 利用を目的とした遺伝資源の取得；

＜＜2° 遺伝資源に関連した伝統的な知識の利用。

＜＜II. 本款は以下には適用されない：

＜＜1° Iにて言及される活動で、下記に関する場合：

＜＜a) 人間の遺伝資源；

^{環境省註4} paragraphe を「項」と訳した。

<b> 領土の外、及びフランスの主権又は管轄権のもとにある地域の外で採取された遺伝資源；

<<c> 取得及び利益配分に特化した国際文書により対象とされる遺伝資源で、1992年5月22日にナイロビにて採択された生物多様性に関する条約の目的に合致し、これを毀損しないもの；

<<d> 研究及び開発においてモデルとして利用される遺伝資源。環境、農業、研究、健康及び防衛を担当する省による共同の省令にて、これらモデル種のリストが示される；

<<e> 一つ又は複数の住民社会に帰することができない、遺伝資源に関連する伝統的な知識；

<<f> 遺伝資源に関連する伝統的な知識で、その特性がこれを配分する住民社会の外で広く知れ渡っており、長期間に渡り反復して使用されているもの；

<<g> 農事・海洋漁業法典 L 第 640-2 条に定義され、農林産物又は食品、及び海産物に利益を与える可能性のある活用様式に関連する伝統的な知識及び技術；

<<2° 住民社会内及び同社会間における遺伝資源及び関連する伝統的な知識の、個人的又は非商業的な目的の交換及び使用。

<<3° 国の防衛及び安全保障の保護を意図した本条Iに言及された活動。

<<III. - 本目第 2 項から第 5 項は、国の領土における遺伝資源及び関連する伝統的な知識の取得、及びその利用から生ずる利益の配分に関する特定の規則に係る本 III の 1° から 5° に挙げられる遺伝資源には適用されない；

<<1° L 第 412-4 条 6 に定義される、飼育種又は栽培種から生ずる遺伝資源；

<<2° L 第 412-4 条 7 に定義される、近縁野生植物種の遺伝資源；

<<3° 森林法典 L 第 153-1-2 条に規定される、植林に関する遺伝資源；

<<4° 農事・海洋漁業法典 L 第 201-1 条 1° 及び 2° の意味における動物、植物、及び食品衛生の安全に係る保全、監視、健康被害への対策の枠組みの中で、研究所により収集された遺伝資源；

<<5° 公衆衛生法典 L 第 1413-8 条に規定される、人体の健康に対する重大な危険の予防及び制御の名において、研究所により収集された遺伝資源。

＜＜第 2 項

＜＜コレクション

＜＜L 第 412-6 条- 生物多様性、自然及び景観のレコンキスタに係る 2016 年 8 月 8 日第 2016-1087 号法律の公布より前に、遺伝資源又は関連する伝統的な知識の収集が行われた場合、国の主権に属する遺伝資源及び遺伝資源に関連する伝統的な知識の取得及び利益配分の手続きは、以下において適用される：

＜＜1° L 第 412-7 条 I に言及される目的のための、同法律公布より後のあらゆる取得；

＜＜2° 他の目的のためのあらゆる新たな利用。

＜＜新たな利用は、直接的な商業開発目的としてのあらゆる研究及び開発活動と定義され、その活動分野は、当該の遺伝資源又は関連する伝統的な知識を対象にしたそれ以前の当該の利用におけるものとは区別される。

＜＜第 3 項

＜＜届出手続き

＜＜L 第 412-7 条- I. - 商業開発を直接的な目的とせずに、生物多様性、収集による保全又は活用に関する知識のための利用を目的とした遺伝資源の取得は、権限ある行政当局への届出を要する。

＜＜本 I 第 1 段落に言及される遺伝資源の取得が、L 第 412-4 条にて定義される住民社会が存在する公共団体の領土で行われる場合、権限ある行政当局は、L 第 412-10 条に言及される公的法人によって組織された住民社会の情報伝達手続きの届出を伴わなければならない。

＜＜II. - 申請者は、同 L 第 412-10 条に言及される公的法人に対し、一つ又は複数の住民社会が存在する公共団体の領土で採取された遺伝資源から取得した、産業及び商業機密に属する機密情報を除き、情報及び知識を放出しなければならない。

＜＜III. - 公衆衛生法典 L 第 1413-8 条に規定されるものの他に、人体、動物、又は植物の健康に関して緊急性が認められる場合も、同様に遺伝資源の取得は権限ある行政当局への届出を要する。

＜＜IV. - 活動に適用される利益配分の一般的な方法が、自身の事例には適用されないと届出者が想定する場合、届出者はその活動への許可申請を行うことができる。

＜＜第 4 項

＜＜遺伝資源取得のための許可手続き

＜＜L 第 412-8. 条- I. - L 第 412-7 条 I 及び III に言及される目的以外の目的のための利用のための遺伝資源の取得は、権限ある行政当局の許可を要する。利益の配分に係る合意の後、許可申請についての通達期日は 2 か月を超えることはできない。

＜＜本 I 第 1 段落に言及される遺伝資源の取得が、L 第 331-1 条に定義される国立公園の地理的境界内における生息域内での採取を含む場合、権限ある当局は、本 I の適用のもとで受領された遺伝資源取得の許可申請書類を、採取対象である国立公園の公的機関の理事会に検討のために転送する。理事会は討議を開始する。理事会に書類を転送してから 2 ヶ月以内に根拠ある意見を権限ある当局に連絡しない場合は承認されたものとしてみなされる。

＜＜本 I 第 1 段落に言及される遺伝資源の取得が、L 第 412-4 条にて定義される住民社会が存在する公共団体の領土で行われる場合、権限ある行政当局は、L 第 412-10 条に言及される公的法人によって組織された住民社会の情報伝達手続きの許可を伴わなければならない。

＜＜II. - 申請者と所轄当局間での合意において規定される、遺伝資源の認められた利用に関する条件、及びその利用から生ずる利益の配分条件については、許可において明記される。

＜＜III. - 申請者は、同L第412-10条に言及される公的法人に対し、一つ又は複数の住民社会が存在する公共団体の領土で採取された遺伝資源から取得した、産業及び商業機密に属する機密情報を除き、情報及び知識を放出しなければならない。

＜＜IV. - 下記の場合、許可は却下されうる：

＜＜1° 申請者と権限ある当局が、VII にて規定される必要な場合の調停実施の後、利益の配分に関して合意に至らない場合；

＜＜2° 申請者の提案による利益の配分が、明らかにその技術的及び財政上の能力に相応しくない場合；

＜＜3° 利用のための取得申請が行われるところの遺伝資源の持続的な利用を制限し、これを枯渇させるような、生物多様性への重大な影響が懸念される活動又は適用。

＜＜却下は根拠づけられる。

＜＜V. - 利用者から支払われる可能性のある負担金は、許可対象の遺伝資源から得られる物又は方法から生ずる、年間総売上（税抜）及び他の収入（形態を問わず）におけるパーセンテージにて計算される。

＜＜このパーセンテージは、許可対象の遺伝資源の数に関わらず5%を超えないものとする。

＜＜ 第L412-9条にて規定された国務院の政令により定められた基準以下の場合、いかなる負担金も求められない。

＜＜VI. - 遺伝資源の利用から生ずる利益配分が金銭的利益を伴う場合、これはフランス生物多様性局に充当される。同局はL 第 412-4 条 3° a から d に明記された目的に応える事業への資金提供のためにのみ、これを使用するものとする。

＜＜フランス生物多様性局は、国内の生物多様性において重要となる海外の生物多様性を考慮に入れ、金銭的利益の公正かつ衡平な再配分を保証する。

＜＜国、国立リファレンスラボラトリー、生物学資源センターのコレクション、又は標本を無償で提供しているコレクションに由来する遺伝資源の利用で、ある金銭的利益が生じ、かつこのコレクションが利用者のものでない場合、フランス生物多様性局は合意に基づき、維持管理及び保全の目的で、割当額を当該のコレクションの保有者に再分配する。

＜＜VII. - 第 L412-19 条にて規定された国務院の政令は、申請者と権限ある当局が利益の配分について、当事者間で事前に決められた期限内に、いずれかの側からの提訴のために合意に達しない場合にとられうる調停手続きの方式を決定する。

＜＜第 5 項

＜＜遺伝資源に関連する伝統的な知識の利用に対する許可手続き

＜＜L 第 412-9 条 - I. - 遺伝資源に関連する伝統的な知識の利用は許可を必要とし、その許可はL 第 412-10 条から L 第 412-14 条に定められた手続きをもってのみ与えられうる。この手続きは、当該住民社会との事前の情報に基づく同意を得ることを目的とするものである。

＜＜II. - 公正かつ衡平な配分の後、遺伝資源に関連する伝統的な知識の利用から生ずる利益は、当該住民社会に直接益をもたらす事業に充当される。これらの事業は、協議及び住民社会の参加の下で行われるものとする。

＜＜L 第 412-10 条 - 政令は、L 第 412-4 条 4°に定義される住民社会が存在する各公共団体において、L 第 412-11 条から L 第 412-14 条に定義される条件での遺伝資源に関連する伝統的な知識を保有する、一つ又は複数の住民社会の協議開催を担当する、公的法人を指定する。この法人は、地方公共団体一般法典第 L1431-1 条にて規定される環境協力公的機関、同法典第 L71-121-1 条にて言及される諮問委員会、そうでなければ国又は環境分野の権限ある公共機関であることができる。

＜＜同法人はまた、本法律の L 第 412-11 条 6°に言及される調書を参照し、利用者との利益配分、及び必要な場合は帰属する資産の運用の契約について交渉、署名する責を負う。

＜＜L 第 412-11 条 - 遺伝資源に関連する伝統的な知識の取得及び利用に関するあらゆる申請において、L 第 412-10 条に言及される公的法人（許可発給のため権限ある行政当局により把握される）は本条 1°から 6°に列挙される段階を伴う、協議の最長期間を申請者に対して決定、通知する。公的法人は：

＜＜1° 申請により関係する一つ又は複数の住民社会を特定し、その保持するところの遺伝資源に関連する伝統的な知識の利用及びそこから生ずる利益の配分について、場合により、意見を表明するための適切な慣習的又は伝統的代表組織が社会内に存在するかを確認する；

＜＜2° 当該住民社会に適した情報伝達及び参加の方式を決定する；

＜＜3° 情報伝達を実施する；

＜＜4° 必要に応じ、申請内容又は当該住民社会に関して適切な公的法人と認められるあらゆる機構、あらゆる機関、あらゆる団体又は基金による協議を実施する。

＜＜5° あらゆる当該住民社会の参加を担保し、意見の一致を図る；

＜＜6° 協議の展開及びその結果を調書に記録する。特に：

＜＜a) 知識利用に対する事前の情報に基づく同意、又は事前の同意の拒否；

＜＜b) 知識利用の条件；

＜＜c) この利用から生ずる利益の配分に関する合意の共有又は欠如、及び同配分の条件；

＜＜7° 当該住民社会の代表組織に調書の写しを転送する。

＜＜L 第 412-12 条-I. - 行政当局は調書を参照し、遺伝資源に関連する伝統的な知識の利用について、その部分又は全体に対して合意又は却下を行う。

＜＜II. - 関連する伝統的な知識の利用は、許可に明白に記載された目的及び条件内に限定される。

＜＜L 第 412-13 条-I. - L 第 412-10 条に言及される公的法人は、L 第 412-11 条 6°に言及される調書を参照し、協議における当事者間の合意の結果として、利益の配分契約について利用者と交渉及び署名する。

＜＜利益の配分契約の修正については、同様の条件の下で締結することができる。

＜＜II. - 利益の配分契約では、遺伝資源に関連する伝統的な知識の取得又は利用に関するいかなる独占条項も記載されないものとする。

＜＜III. - 利益配分型の契約は、第L412-19条にて規定された国務院の政令により作成される。

＜＜L 第 412-14 条-I. - 伝統的な知識の利用から生ずる利益が、利益の配分契約における他方の受益者にもたらされない場合、この利益は利用者により L 第 412-10 条に言及される公的法人に付与され、同法人は一つ又は複数の関係住民社会のためのこの利益の管理及び帰属（必要な場合）について保証する。この利益は別会計の対象となる。これは一つ又は複数の関係住民社会に直接利益をもたらす事業のみに充てられうり、かつ協議及び同社会の参加のもとで行われうる。

＜＜II. - L 第 412-10 条に言及される公的法人は、伝統的な知識の利用から生ずる利益が、利用のための契約に定められる期間、本条 I に定める基準及び利益の配分契約の内容に従っていることを監視する。本款への違反の場合は、民事訴訟を起こすことができる。

＜＜III. - 契約に当初定められた受益者が消失した場合、L 第 412-10 条に言及される公的法人がこれを代替することができることを、利益の配分契約は規定することができる。

＜＜第 6 項

＜＜権限ある行政当局に関する海外の地方公共団体への特別措置

＜＜第L412-15条. - グアドループ及びレユニオンの地域評議会、ギアナ及びマルティニクの議会、マイヨットの県評議会は、これらが望む場合、当該地域の遺伝資源及び関連する伝統的な知識の取得及び利用の申請について、L第412-7条、L第412-8条及びL第412-9条のIに言及される行政当局の機能の執行について審議を行う。

<<第 7 項

<<コレクション

<< L 第 412-16 条. - 政令は、科学的コレクション所有者のための簡素化された年間届出手続きを定める。

<<第 8 項

<<共通措置

<<L 第 412-17 条- I. - 届出者又は申請者は権限ある行政当局に対し、届出書類、許可申請書類、及び当局と締結された利益配分に係る合意（これらの流出は産業又は商業上の機密を毀損する恐れがあるため秘匿にされなければならない）に含まれる情報に関する共通措置を示す。国の防衛及び安全保障の保護を毀損する恐れのある情報について、上述の文書及び合意には記載されない。

<<II. - 許可及び届出受領書は、行政当局により情報交換センター内に記録される。同センターは、1992 年 5 月 22 日にナイロビにて採択された生物の多様性に関する条約第 18 条第 3 項の規定に従い、同条約の締結国会議により創設されたものである。生物多様性に関する条約についての遺伝資源及びその利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分に関する名古屋議定書第 17 条第 2 項の定義における（同議定書のフランスでの発効を前提とする）国際的な遵守の証明書を有する状態に付随する所有権が、この記録によって許可及び届出受領書に付与される。

<<III. - 利用者による遺伝資源又は関連する伝統的な知識の、利用のための第三者への譲渡については、許可又は届出受領証、及び（新たな利用者に適用される場合には）付随する義務の、利用者による譲渡を伴わなければならない。新たな利用者は権限ある行政当局に委譲について届け出なければならない。

<<許可又は届出にて記載されていない利用の変更は、新規の許可申請又は新規の届出を要する。

<<IV. - 利益は遺伝資源及び関連する伝統的な知識の保全及び、並びに地域でのその活用及びその持続的な利用のために充てられる。

<<第 3 目

<<遺伝資源及び関連する伝統的な知識の利用に関する規則

<<L 第 412-18 条- I. - 農事・海洋漁業法典第 VI 編第 V 章第 III 節の適用による動物選別作業（動物種保全作業を含む）から発生する遺伝資源の利用、及び合法的に商業化された又はされていた植物種の利用のいずれにも本目は適用されない。

<<II. - 政令により一つ又は複数の権限ある当局を選出し、かかる当局は、2014年4月16日の欧州議会及び理事会規則(EU)No 511/2014（遺伝資源及びその利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分に関する名古屋議定書に基づく利用者の遵守に関する措置に関する規則）、特にかかる規則の第5条、第7条、第9条から第13条までの適用、並びに欧州議会及び理事会規則(EU) No 511/2014の適用形式を詳細に記載する2015年10月13日の委員会実行規則(EU) No 2015/1866（コレクション登録簿、利用者の最良の実例による規則遵守の監視に関する規則）第3条から第7条の適用に対して責を負うものとする。

<<以下の場合、遺伝資源及び関連する伝統的な知識の利用者は、2014年4月16日の規則(EU)No511/2014 第4条に定められた情報を、本 II 第1段落に言及される一つ又は複数の権限ある当局に提出する：

<<1° 遺伝資源又は遺伝資源に関連する伝統的な知識の使用を含む研究業務のために資金を受給する場合。

<<公的資金に同意する行政行為は、本 II が定める義務が遵守されない場合、遺伝資源又は関連する伝統的な知識を使用する研究業務への支援の名目で支払われた金額の返還条項を予め規定しなくてはならない；

<<2° 遺伝資源又は遺伝資源に関連する伝統的な知識の使用で作り上げられた生産物の最終開発を実行する場合。

<<この利用が特許申請に至る場合、本 II 第1段落に言及される情報が届出者の主導のもと、特許庁に提出される。特許庁は、特許申請に係る調査及び申請日の割当てに関する通常手続きを行い、欧州連合が定めた規則（遺伝資源及び同資源に関連する伝統的な知識（必要な場合）の存在する地域にて、利用者がその取得の際、適用される全ての法的又は規則上の措置を遵守することを加盟国が管理することを目的とした規則）の適用を担当する権限ある当局の調査を受けることなく、情報を伝達する。

<<この利用が市場投入の許可申請に至る場合、同じ第1段落にて言及される情報は、市場投入のための権限ある当局によって収集され、これは本IIの最後から二番目の段落にて言及される権限ある当局の調査を受けることなく伝達される。

<<L第412-19条. - 本款の適用条件については、憲法第73条にて規定される地方公共団体が関連する場合はその意見を踏まえ、国务院の政令により定める。

＜＜L 第 412-20 条- I.- コレクションの保有者は、欧州コレクション登録簿への登録のため、コレクションの全体または部分について国によるラベリングを申請することができる。

＜＜II.- 2014 年 4 月 16 日の欧州議会及び理事会規則 (EU) No 511/2014 第 5 条（遺伝資源へのアクセス及びその利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分に関する名古屋議定書に基づく利用者の遵守に関する措置に関する規則）にて言及される、欧州コレクション登録簿に記載されたコレクションに由来する遺伝資源の利用者は、同規則第 4 条第 3 項に列挙される情報の入手について、必要な義務を満たしているものとみなされる。生物多様性、自然および景観のレコンキスタに係る 2016 年 8 月 8 日第 2016-1087 号法律の公布より前、及びコレクションのラベリングが行われる日より前に行われた取得の場合、必要な義務は利用者に帰属する。

第 38 条

同法典 L 第 415-1 条を以下のように修正する：

1° 第 1 段落冒頭に、＜＜I. - ＞＞という記載を追加する；

2° II に以下の＜＜II＞＞の記載を追加する：

＜＜II.- 本条 I に言及される職員に加え、以下の職員には L 第 412-7 条から L 第 412-16 条、2014 年 4 月 16 日の欧州議会及び理事会規則 (EU) No 511/2014 第 4 条（遺伝資源及びその利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分に関する名古屋議定書に基づく利用者の遵守に関する措置に関する規則）にて定められた義務、及びその適用のための文書に対する違反を調査し指摘する資格が与えられる：

＜＜1° 競争、消費及び不正防止担当職員。このため消費法典第 V 編に定める職権が与えられる。

＜＜2° 国防大臣によりこのために指名・承認された職員；

＜＜3° 研究担当大臣によりこのために指名・承認された職員；

＜＜4° 公衆衛生法典 L 第 1421-1 条、L 第 1435-7 条及び L 第 5412-1 条に言及される職員；

＜＜5° 地域の国立公園の承認された職員；

＜＜6° 地方公共団体及びその連合の、承認・委任された職員；

<<7° 農業担当大臣によりこのために承認・指名された職員。>>

第 39 条

同法典 L 第 415-3 条の後に、以下の L 第 415-3-1 条を挿入する：

<<L 第 415-3-1 条- I. - 下記については 1 年の懲役及び 150, 000 ユーロの罰金に処す。

<<1° L 第 412-3 条及び L 第 412-4 条に定義する遺伝資源又は関連する伝統的な知識を、2014 年 4 月 16 日欧州議会及び理事会規則 (EU) No 511/2014 第 4 条第 3 項にて言及される書類を（義務付けられる場合）提出せずに利用すること；

<<2° 同第 4 条が適用されるところの遺伝資源及び関連する伝統的な知識のための、取得及び利益配分に係る適切な情報を、研究、保管又は後続の利用者へ伝達しないこと。

<<本 I の 1 に言及される遺伝資源又は伝統的な知識の利用について、これが商業利用の場合、罰金は 1, 000, 000 ユーロに達する。

<<II. - 本条 I にて定められた違反を犯した自然人又は法人は、補足的罰則として、5 年間を超えない期間において、L 第 412-8 条及び L 第 412-9 条の適用により、商業目的における遺伝資源又はその中のいくつかのカテゴリー、及び関連する伝統的な知識の取得許可への申請を禁止される。>>

第 40 条

同法典 L 第 173-2 条 II にて、参照<<及び L 第 412-1>>を、参照<<、L 第 412-1 条及び L 第 412-7 条から L 第 412-16 条>>に差し替える。

第 41 条

同法典 L 第 132-1 条最終段落において、<<及び森林財産国家センター>>を以下に差し替える：<<森林財産国家センター、住民社会の事前の情報に基づく同意を受けるための第 L412-10 条第 1 段落にて規定された国務院の政令により指定された法人、及び伝統的な知識（最低 3 年間その資格の下に登録されているもの）の保全活動を行う、定期的に届出がなされる団体。>>

第 42 条

I. - 公衆衛生法典 L 第 1413-8 条を以下のように修正する：

1° 1°において、<<その所有における>>の表記を<<それが保有する>>に差し替える；

2° 2°の第1文において、参照<<L第224-2-1条及びL第231-4条>>を参照<<L第202-1条からL第202-3条>>に差し替える；

3° 2°の後に、以下の3°を挿入する：

<<3° 本条2°に言及される条件において微生物の監理を担当する研究所により収集された生物資源は、公衆衛生のための国の生物資源コレクションの中に保管される。これらの資源の保管を担当する機関のリストは、衛生担当大臣の省令により決定される。その保管、利用提供、遺伝資源の利用に関してそこから生ずる利益の配分の条件は、国務院の政令により決定される。>>

II. - 同法典第3巻第I編第I章第V節に、以下のL第3115-6条を補足する：

<<L第3115-6条 - 衛生担当大臣の省令は、第三国の又は世界保健機関が指定する参照研究所へ資源を移送する目的で、病気の国際的伝染を防止するために有効な生物資源の迅速な取得に関する方法を定める。>>

第43条

I. - 環境法典第VI編を以下のように修正する：

1° 第I章第IV節に以下のL第614-3条を補足する：

<<L第614-3条 - 第412-4条4及び5、並びに第412-9条のII（最後の文を除く）はニューカレドニアにおいて適用される。>>；

2° 第II章第IV節に以下のL第624-5条を加える；

<<L第624-5条 - 第412-4条4及び5、並びに第412-9条のII（最後の文を除く）はフランス領ポリネシアにおいて適用される。>>；

3° L第635-2条の後に、以下のL第635-2-1条を挿入する：

<<L第635-2-1条 - 第IV編第I章第2節第3款、L第415-1条II及びL第415-3-1条は、その権限及び以下のL第412-10条第1段落の適用のもと、ワリス・エ・フトゥナ諸島にて適用される；

<<<<ワリス・エ・フトゥナ諸島に海外領土の資格を与える 1961 年 7 月 29 日の法律第 61-814 号第 IV 章に規定される区域、そうでなければ国又は環境分野の権限ある公的機関が、L 第 412-11 から L 第 412-14 条に定められる条件において住民社会の協議を開催する責を負う。
>>>> ;

4° 第 4 章に、以下の L 第 640-5 条を補足する：

<<L 第 640-5 条 - 第 IV 編第 I 章第 II 節第 3 款、L 第 415-1 条 II 及び L 第 415-3-1 条はフランス領南方・南極地域にて適用される。>>

II. - 公衆衛生法典 L 第 3115-6 条はワリス・エ・フトゥナ諸島、フランス領ポリネシア及びニューカレドニアにて適用される。

フランス領ポリネシア及びニューカレドニアでは、同法典第 3 卷第 VIII 編第 IV 章第 V 節の適用のため、国とフランス領ポリネシア間、国とニューカレドニア間でそれぞれ定められた条件のもと、同 L 第 3115-6 条が適用される。

第 44 条

環境法典 L 第 331-15-6 条は遅くとも、同法典第 IV 編第 I 章第 II 節 3 款に規定される政令の発効日及び 2018 年 1 月 1 日までに、（その作成は本法律の結果として生ずる）廃止される。

第 45 条

I. - 憲法第 38 条に規定される条件に基づき、政府は、本法律の分野に属するあらゆる措置を下記の目的のため、行政命令（ordonnance）により採用することができる：

- 1° 環境法典 L 第 412-5 条 IV の 1°、2° 及び 4° に言及される遺伝資源、及び関連する伝統的な知識の取得方法、並びにその利用から生ずる利益の配分方法を定めること、
- 2° 本 I の行政命令にて制定された義務への違反及び侵害を罰するための行政及び刑事処罰の制度を定めること。

II. - I に規定する行政命令は、本法律の公布から 18 ヶ月以内に制定される。各行政命令については、その公布から 3 か月以内に承認法案が議会に付される。

第 46 条

2011 年 9 月 20 日にフランスが調印した、生物多様性に関する条約についての遺伝資源及びその利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分に関する名古屋議定書の承認を許可する。

本法律は国家の法律として施行する。

2016年8月8日、パリにて作成。

フランソワ・オランド
フランス大統領：

首相、
マニユエル・ヴァルス

環境・エネルギー・海洋大臣、気候に関する国際関係担当、
セゴレーヌ・ロワイヤル

国璽尚書、法務大臣、
ジャン＝ジャック・ウルヴォアス

国土整備・農村問題・地方自治体大臣、
ジャン＝ミシェル・バイレ

内務大臣、
ベルナール・カズヌーヴ

農業・農産加工業・林業大臣、政府報道官、
ステファヌ・ル・フォル

住宅・持続的居住大臣、
エマニュエル・コス

経済・産業・デジタル大臣、
エマニュエル・マクロン

海外県・海外領土大臣、
ジョルジュ・ポー＝ランジュヴァン

運輸・海洋・漁業担当大臣、
アラン・ヴィダリス

生物多様性担当大臣、
バルバラ・ポンピリ

(1) 2016-1087号法律。

—予備作業：

国民議会：

1847号法案；

ジュヌヴィエーヴ・ガイヤール氏の報告書、持続可能な開発委員会の名において、2064号；
2015年3月16日、17日、18日及び19日の討議及び2015年3月24日の採択（TA494号）。

上院：

国民議会に採択された法案、359号（2014-2015）；

ジェローム・ビニョン氏の報告書、国土整備及び持続可能な開発委員会の名において、607号（2014-2015）；

ソフィー・プリマ氏の意見、経済委員会の名において、549号（2014-2015）；

フランソワーズ・フェラ氏の意見、文化委員会の名において、581号（2014-2015）；

委員会本文608号（2014-2015）；

2016年1月19日、20日、21日、22日及び26日の討議及び1月26日の採択（TA69号、2015-2016）。

国民議会：

上院に修正された法案、3442rect号；

ジュヌヴィエーヴ・ガイヤール氏の報告書、持続可能な開発委員会の名において、3564号；
2016年3月15日、16日及び17日の討議及び2016年3月17日の採択（TA706号）。

上院：

第2読会で国民議会に修正され採択された法案、484号（2015-2016）；

ジェローム・ビニョン氏の報告書、国土整備及び持続可能な開発委員会の名において、577号（2015-2016）；

アラン・アンジアニ氏の意見、法律委員会の名において、569号（2015-2016）；

委員会本文578rect号（2015-2016）；

2016年5月10日、11日及び12日の討議及び5月12日の採択（TA140号、2015-2016）。

国民議会：

第2読会で上院に修正された法案、3748号；

ジュヌヴィエーヴ・ガイヤール氏の報告書、両院同数合同委員会の名において、3780号。

上院：

ジェローム・ビニョン氏の報告書、両院同数合同委員会の名において、640号（2015-2016）；
委員会作業結果641号（2015-2016）。

国民議会：

第2読会で上院に修正された法案、3748号；

ジュヌヴィエーヴ・ガイヤール氏の報告書、持続可能な開発委員会の名において、3833号；
2016年6月21日、22日及び23日の討議及び6月23日の採択（TA775号）。

上院：

新規読会で国民議会に修正され採択された法案、723号（2015-2016）；
ジェローム・ビニョン氏の報告書、国土整備及び持続可能な開発委員会の名において、765号（2015-2016）；
委員会本文766号（2015-2016）；
2016年7月11日の討議及び採択（TA176号、2015-2016）。

国民議会：

新規読会で上院に修正された法案、3942号；
ジュヌヴィエーヴ・ガイヤール氏の報告書、持続可能な開発委員会の名において、3971号；
2016年7月20日の最終読会での討議及び採択（TA803号）。

- 憲法評議会：

本日公式機関紙に発表の2016年8月4日の第2016-737 DC号の決定。